

定 款

株 式 会 社 ス ク ウ ェ ア ・ エ ニ ッ ク ス ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス

2 0 2 5 年 1 0 月 1 日 改 正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスと称する。
英文ではSQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うことを目的とする。

1. コンテンツの企画、開発、制作及び販売
2. その他商製品の企画、開発、制作及び販売
3. 役務サービスの企画、開発及び提供
4. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

② 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯又は関連する事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、1,320,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 剰余金配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利
- (5) 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当会社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求することができる。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、株式取扱規程による。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する手続き及び手数料については、この定款に定めある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じこれを招集する。

(定時株主総会基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付す

る書面に記載しないことができる。

（決議の方法及び議決権の代理行使）

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。

（株主総会の議事録）

第17条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

② 株主総会の議事録は、株主総会の日からその原本を10年間本店に備え置き、その謄本又は電磁的記録を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役

（員数）

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（選任）

第19条 取締役は、株主総会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の残任期間と同一とする。

④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会終結の時を超えることはできないものとする。

（補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間）

第21条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（役付取締役及び代表取締役）

第22条 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

② 取締役社長は、会社を代表する。

③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

（報酬等）

第23条 取締役が職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第5章 取締役会

（重要な業務執行の決定の委任）

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の招集）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（取締役会の決議）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。

② 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。
- ② 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任免除)

- 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

- 第31条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。
- ② 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議)

- 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数の賛成をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

- 第33条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。
- ② 監査等委員会の議事録は、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

- 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第35条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第7章 計 算

（事業年度）

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金配当の基準日）

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第39条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 剰余金の配当には利息を付さない。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第38回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。